

令和7年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の  
臨時休館について

報告内容

港区立生涯学習センター条例第4条及び港区立生涯学習館条例第4条第2項の規定に基づき、令和7年度は港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館を次のとおり臨時休館します。

1 臨時休館日

(1) 生涯学習センター

令和7年 4月21日(月)、令和7年 5月19日(月)、  
令和7年 6月16日(月)、令和7年 7月21日(月・祝)、  
令和7年 8月18日(月)、令和7年 9月15日(月・祝)、  
令和7年11月17日(月)、令和7年12月15日(月)、  
令和8年 1月19日(月)、令和8年 3月16日(月)

(2) 青山生涯学習館

令和7年 6月 9日(月)、令和7年9月 8日(月)、  
令和7年12月 8日(月)、令和8年3月 9日(月)

<参考> 休館日

・生涯学習センター

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

・青山生涯学習館

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、  
1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 理由

消防設備点検、定期清掃等のため

3 告示日

令和6年12月11日(水)

4 周知方法

広報みなと、区ホームページ、港区施設予約システムのお知らせ欄、区X、施設への掲示等により周知します。